地方公共団体又は民間団体向け事業

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業)

(担当:総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室 地球環境局地球温暖化対策課 水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

自然環境局温泉地保護利用推進室)

28 年度予算額(案) 60.0 億円

目的・意義

平成27年7月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」が決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれました。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にあります。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立 的な普及を促進する必要があります。

事業内容

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO2削減に係る費用対効果の高いものに限定します。

- 1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業
- 2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業
 - (1) 熱賦存量等調査
 - (2) 熱利用事業化計画支援
 - (3) 熱利用促進事業

設備補助対象は、エネルギー起源CO。 事業イメージ(木質バイオマスの例) の排出抑制に資する設備と付帯設備 燃料供給者 需要家 福祉施設 チップ等製造機 山元 原料 原木 給湯·暖房 (チップ用材) (チップ等) 給湯·暖房 バイオマスボ 病院 文化教育施設 给港·车顶 供給側の対策 ボイラーの対策 供給側の対策 需要側の対策 ◆長期的な見通しに立ち ◆チップ供給業者の条件とボイ ◆福祉施設の給湯など高い稼働 ◆ボイラーの出力規模等を集約 年間を涌した安定した燃 -側の条件を合致 させる 化する 率が見込める施設を対象 ◆最新のチップ規格に適合 L 料需要を有する需要家を ◆チップ規格に対応したボイラー ◆導入前に熱需要等の適切な把 地域内で確保し、維持する たチップの供給体制の確立を 握と設計を行う の生産等を促す ◆チップ等供給事業者を分散し、 ◆設備コストの高止まりを是正 ◆地域内でのチップ等の安定 安定した燃料供給を確保する するためボイラー等設備のコ 的な需要を確保し、小口供給 スト上限を設ける ◆初期コストの適正価格を共有す を可能とする ◆灰の処理など維持管理の容易 るとともに複数施設での一括導 なシステムを導入する 入等によりコストを低減

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業

補助対象者:地方公共団体等

対象事業:再エネ発電設備導入に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に

限って、再エネ発電設備等を導入する事業

補助割合:都道府県、政令市等は1/2を上限に補助

政令市未満は 2/3 を上限に補助

2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業

(1) 熱賦存量等調査

補助対象者:地方公共団体等

対 象 事 業: 熱利用の開始・事業化にあたり最大のリスク要因である、現場における持続的利用の可能な熱

賦存量等の実態調査

補助割合:定額(上限2,000万円)

(2) 熱利用事業化計画支援

補助対象者:地方公共団体等

対象事業:環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金

調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合:定額(上限1,000万円)

(3) 熱利用促進事業

補助対象者:地方公共団体等

対象事業:熱利用に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、再エネ

熱利用設備等を導入する事業

補助割合: 都道府県、政令市等は 1/2 を上限に補助

政令市未満は 2/3 を上限に補助

(ただし、地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業は、定額(周辺観測用井戸あり

上限400万円、井戸なし上限300万円))

※1及び2を同時に実施する事業も対象となります。

公共施設等先進的 CO2 排出削減対策モデル事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額(案) 25.5 億円

目的・意義

2030年の CO2 排出削減目標を踏まえ、各地域で徹底した CO2 削減を進めることが必要であり、公共施設についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要です。

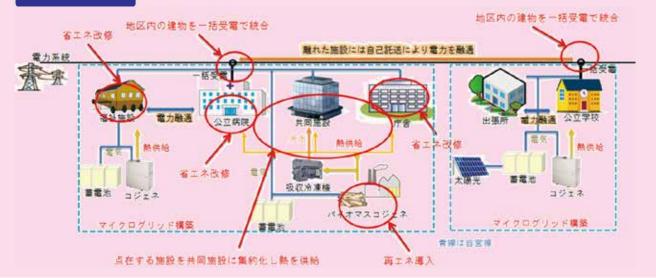
一方、現在の取組は施設毎に再エネ又は省エネ設備を個別導入するケースが多く、地域に多数存在する施設全体の CO2 を効率的に削減する事例は少ない。本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修等を行った上で地区を超えたエネルギー需給の最適化管理を行うことにより、地区を超えた地域全体で費用対効果の高い CO2 削減対策を実現する先進的モデルを確立します。

事業内容

公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通するマイクログリッドを構築します。更に複数のマイクログリッドを自己託送等によりつなぎ電気を融通し、FIT による売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用します。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながら CO2 削減を行います。

上記対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域内での徹底した CO₂ 排出削減を行います。

事業イメージ



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 補助対象者: 地方公共団体等
 - 2. 対象事業:公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修等

を行うことで、地区を超えた地域全体で費用対効果の高い CO2 削減対策を実現する先進的モ

デルを確立する事業

3. 補助割合:対象経費の2/3を上限に補助

上水道システムにおける省 CO2 促進モデル事業 (厚生労働省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額(案) 24.0 億円

目的・意義

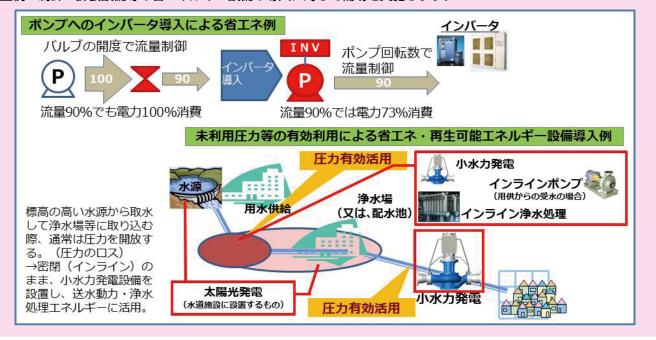
水道事業は年間約74億 kWh(全国の電力の約0.8%)を消費していることから、環境省は平成25年度より水道施設への再エネ・省エネ設備の導入を推進しています。

水道施設は小水力発電のポテンシャルを有する一方で、近年では小水力発電設備の低コスト化も進展しています。

本事業では、水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進します。

事業内容

水道施設内において、管路の導・送・配水等への未利用圧力等を利用した小水力発電設備や太陽光発電設備等の 再生可能エネルギー設備の導入、高効率設備、末端圧力を計測してポンプのエネルギー消費を制御するインバータ 等の省エネルギー型の設備・機器・システム、配管系統での圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための 監視・制御・計装設備等の省エネルギー設備の導入に対して補助を実施します。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 補助対象者:水道事業者等
 - 2. 対象事業:小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバー

夕等の省エネ設備の導入を補助する事業

3. 補助割合:対象経費の1/2を上限に補助

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業)

(担当:自然環境局自然環境計画課)

28 年度予算額 (案) 4.0 億円

目的・意義

我が国は、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比で 26% 減としており、この目標達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。

本事業では、荒廃した森林や里山等に過剰に蓄積されている木質バイオマス資源を持続的に有効活用する計画を策定することで、地域における地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

事業内容

- ・地方公共団体に存在する木質バイオマスの賦存量及び持続可能な利用量を把握し、活用方針を策定することで、 有効的かつ持続的な木質バイオマス資源の活用が可能となります。
- ・木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギー設備導入に向けて実現性のある事業計画を策定することで、 「低炭素・循環・自然共生」の総合的な達成が図られます。



補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 補助対象者:地方公共団体
 - 2. 対象事業:森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備の導入

等に向けた調査の実施及び計画の策定事業

3. 補助割合: 都道府県(政令市を含む) 定額(上限2,000万円)

市町村(特別区を含む) 定額(上限 1,500 万円)

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

(担当:廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

28 年度予算額(案) 2.0 億円

目的・意義

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、地域の低炭素化を図ります。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図ります。

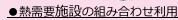
事業内容

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行います。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、廃棄物焼却施設の多面的意義(地域防災能力向上等)の確立を図ります。









●工場等への大規模熱供給



●公共施設の低炭素化及び防災化

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者: 地方公共団体、民間事業者(廃棄物処理業者)

2. 対象事業:廃棄物焼却施設の付帯設備(熱導管、電力自営線等)を設置する事業、需要施設(余熱等を民間

廃棄物処理 業者自らが利用する場合に限る) を設置する事業及びそれらの設計事業

3. 補助内容:対象経費の1/2を上限に補助

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

(担当:総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

28 年度予算額(案) 50.0 億円

目的・意義

「日本の約束草案」(平成 27 年 7 月地球温暖化対策推進本部決定)に掲げられた我が国の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013 年度比で約 40%減が目標となっており、全部門で最も厳しくなっています。

その達成方策として、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画事務事業編(以下単に「事務事業編」という。)に基づく取組の推進」が掲げられているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例はありません。

そこで、本事業では、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)を組織を挙げて不断に実施するよう促すことを目的としています。

事業内容

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充やカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討(施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等)に係る費用を補助します。

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助します。

条件①:カーボン・マネジメント体制の整備計画

※エネルギー起源 CO₂ 排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的に実施するもの。

条件②: カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

<想定される先進的な取組の例>

- CEMS のような複数施設の総合的かつ高度なエネルギー管理
- ○公共施設の集約化・再配置と合わせたコンパクトシティ化の促進
- ○業務その他部門に属する民間主体との共同実施を通じた、将来の同部門対策のための政策的知見の獲得

カーボン・マネジメントのイメージ

実行:排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。

<u>評価</u>:目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。

改善: 評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

補助対象者:地方公共団体

対象事業:事務事業編等の強化・拡充や、事務事業編に基づくカーボン・マネジメント体制整備に向けた

調査・検討事業

補助割合:都道府県・政令市:対象経費の1/2を上限に補助(上限1,000万円)

政令市未満市町村・一部事務組合等:定額(上限 1,000 万円)

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

補助対象者:地方公共団体

対象事業:事務事業編に基づき、省エネルギー設備等の導入を行う事業

補助割合: 都道府県・政令市: 対象経費の 1/3 を上限に補助

財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村・一部事務組合等:対象経費の 1/2 を上限に

補助

財政力指数が全国平均未満の政令市未満市町村:対象経費の2/3を上限に補助

低炭素型廃棄物処理支援事業

(担当:大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室)

28 年度予算額(案) 17.0 億円

目的・意義

CO2 排出削減及び廃棄物の適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定や FS から設備導入までを包括的に支援し、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

事業内容

(1)廃棄物処理業低炭素化促進事業

①事業計画策定支援

廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、 廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等 と協力して用いる事業に係る事業計画の策定 を支援

- ②低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する 施設の設置
 - b 廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化 RPF化等)
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化
 - d 廃棄物収集運搬車の低燃費化



(2)地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に 資する自治体のFS調査、民間団体(自治体 と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業 計画策定を支援 家庭等からの食品残渣

スチック

紙・プラ

廃電気製品等



CO2削減に資するリデュース・リュース・リサイクルのFS・事業計画策定

自治体又は事業者(※自治体との連携が必要)

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - (1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業
 - 1. 補助対象者:民間団体
 - 2. 対象事業:
 - ①事業計画策定支援
 - ・廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業
 - ②低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業
 - b 廃棄物由来燃料製造施設の設置を行う事業
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業
 - d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業
 - 3. 補助割合:①対象経費の2/3を上限に補助、②対象経費の1/3を上限に補助
 - (2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業
 - 1. 補助対象者:地方公共団体、民間団体
 - 2. 対象事業:地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体(自治体と連

携し、廃棄物の 3R を検討する者) の事業計画策定を行う事業

3. 補助割合: 地方公共団体: 定額、民間団体: 対象経費の 1/2 を上限に補助

地域における LED 照明導入促進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額 (案) 16.0 億円

目的・意義

各地域において低炭素化を進めるためには照明の LED 化を推進することが効果的ですが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED 照明の導入が進みにくいケースがあります。

これらの状況を踏まえ、小規模な自治体や商店街の街路灯等の LED 照明導入の支援を行い、地域一体となった低炭素社会の実現を推進します。

事業内容

小規模自治体(人口 25 万人未満)の地域を対象に、以下の LED 照明導入事業を支援します。

- 1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業
 - 地域内の街路灯をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な計画策定費用及び策定した計画に基づき LED 照明を導入する取付け工事費用を補助。
- 2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業 商店街の街路灯等(屋外照明)をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な取付け工事費用 を補助。

LED照明導入による地域の低炭素化を促進

地域の商店街や街路灯等をリース方式を活用して経済的、効率的にLED照明へ更新







地域の低炭素社会の実現に寄与

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業
 - (1) LED 照明導入調査事業(調査及び計画策定費用)

補助対象者:小規模地方公共団体

補助割合:3/4又は定額(上限600万円又は800万円)※補助割合は自治体の人口規模に応じる。

(2) LED 照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象者:民間事業者

補助割合: 1/3~1/5 (上限1,200万円~2,000万円) ※補助割合は自治体の人口規模等に応じる。

2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業

LED 照明導入補助事業(取付け工事費用)

補助対象者:民間事業者

補助割合:1/3(上限500万円)

設備の高効率化改修支援モデル事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額 (案) 5.0 億円

目的・意義

自治体の所有する各種施設や民生部門では、電気料金の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体等の各種施設において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルの確立を目指します。

事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニング等により大幅なエネルギー 効率の改善と二酸化炭素排出量の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を 補助します。



低コストで大幅な省CO₂改修モデルの確立

[間接補助事業]

補助内容

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者: 地方公共団体、民間事業者等

2. 対象事業: エネルギー効率に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業3. 補助割合: 民間事業者 資本金1,000万円未満: 2/3を上限に補助資本金1,000万円以上: 1/2を上限に補助

地方公共団体「政令市未満:2/3を上限に補助

└ 都道府県、政令市及び特別区:1/2 を上限に補助

上記以外:対象経費の 1/2 を上限に補助

業務用ビル等における省 CO2 促進事業 (一部経済産業省・国土交通省連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額(案) 55.0 億円

目的・意義

我が国の 2030 年の CO2 削減目標達成のためには業務その他部門において 3 ~ 4 割の CO2 削減が必要です。この目標達成のためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要です。

このため、低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省 CO2 化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大を目指します。

事業内容

1. テナントビルの省 CO2 促進事業 (国土交通省連携事業)

テナントが入居するビルはビルオーナーに光熱費削減のメリットが感じられにくいため低炭素化が進みにくい状況にあります。環境負荷を低減する取り組みについてビルオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取り決め(グリーンリース契約等)を結び、省 CO2 を図る事業を促進します。

2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

ZEB の実現を目指し、エネルギー削減率 50%以上となる中小規模業務用ビル等に対して、ZEB の実現に寄与する省エネ・省 CO2 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入し ZEB を実証します。





補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. テナントビルの省 CO2 促進事業 (国土交通省連携事業)

補助対象者:建築物所有者

対 象 事 業:(1) グリーンリース契約等を締結するための調査

(2) 運用改善のグリーンリースを行う事業

(3) 設備改修を伴うグリーンリースを行う事業

補 助 割 合:(1)(2)対象経費の 1/2 を上限に補助(上限:50 万円)

(3) 対象経費の 1/2 を上限に補助 (上限:5,000 万円)

2. ZEBの実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

補助対象者:建築主(所有者)、リース事業者等

対象事業: エネルギー削減率50%以上となる、ZEBの実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS

装置等を導入する事業

補助割合:対象経費の2/3を上限に補助

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額(案) 2.6 億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2013年度に1990年度比で5割以上も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

その上で、各家庭での意識向上を CO2 削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要となります。

本事業では、<u>家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進</u>します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、診断受診世帯において現状から 15%以上の CO₂ 削減実現を目指します。

事業内容

- (1) 家庭エコ診断制度における「うちエコ診断」について、家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭にうちエコ診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断 ソフトの管理・改善等を行います。

家庭エコ診断制度とは

各家庭に合わせたアドバイスを含めた診断を行うことで、ライフスタイルの変容、省エネルギー製品等の導入などを進めていく制度。診断手法として「うちエコ診断」と「独自の家庭向けエコ診断」の 二種類があります。

家庭エコ診断制度の役割 (低炭素ライフスタイルへの転換から行動へ) 家庭エコ診断 各家庭に合った対策の提案 実際の行動の後押し ○固定価格買取制度 ○環境対応車税制優遇 ○各種補助金





ー世帯あたりの みなし削減量 ⇒約1tkgCO₂/年 (約15%)

各家庭に合ったCO₂削減効果と光熱費削減効果の 大きい対策を提案!

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ、補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 - 1. 補助対象者: 地方公共団体、民間団体等
 - 2. 対象事業:上記(1)の家庭エコ診断事業
 - 3. 補助割合:定額(上限7千円/件)

委託内容

- 1. 委託対象者:民間団体等
- 2. 対象事業:上記(2)の事業

省 CO2 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業(国土交通省等連携事業)

(担当:地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額 (案) 40.5 億円

目的・意義

我が国では、人口減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化しており、社会ストックを再構築する 時期にきています。社会ストックは、一度整備されると長期にわたり CO₂ の排出が懸念されることから、 構築のタイミングで低炭素価値を組み込むことが不可欠です。

このため、本事業では、公共性や社会的ニーズが高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源 CO2の排出が長期にわたって革新的に少なくなる技術等を導入する事業に対し、支援を行います。

事業内容

以下の基本的要件に該当する、交通体系の整備、公共施設等の整備及び地域特性に応じたインフラの整備に当たっ ての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対して支援を行います。

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ②公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④波及効果も含めた CO2 削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業



対象分野

交通体系の整備に当たっての 低炭素価値向上

<具体的な事業>

業(国交省連携事業)

公共施設等の整備に当たっての 低炭素価値向上

<具体的な事業> ●エコレールラインプロジェクト事 ●省CO₂型福祉施設等モデル支援事 業(厚労省連携事業)

●漁港の省エネ化推進事業(農水省連 携事業)

<具体的な事業>

●低炭素型の融雪設備導入支援事業

地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上

●地域の未利用資源等を活用した社 会システムイノベーション推進 事業

補助内容

[間接補助事業]

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- Ⅱ.補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
- 1. 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- (1) エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)【担当:総合環境政策局環境計画課】

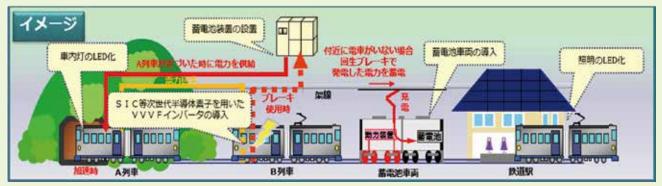
①補助対象者:鉄軌道事業者等

②対 象 事 業: 鉄軌道事業者における次世代半導体素子を用いた VVVF インバータ等の先進的な機器や鉄道用

高効率照明の導入及び中小鉄軌道事業者における省電力化・低炭素化に資する設備等の導入など、

CO2 削減に直接寄与する設備の導入を補助する事業

③補助割合:対象経費の1/3を上限に補助



- 2. 公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- (1) 省 CO2 型福祉施設等モデル支援事業(厚生労働省連携事業)【担当:地球環境局地球温暖化対策課】
 - ①補助対象者:下記の(ア)及び(イ)に該当する福祉施設等
 - (ア) 中小規模の高齢者福祉施設等
 - (イ)・人口が5万人未満の小規模地方公共団体が所有する施設
 - ・人口が 5 万人以上 15 万人未満であり、かつ、財政力指数が 0.3 未満の小規模の地方自治体が所有する施設
 - ②対 象 事 業:福祉施設等において、CO2 削減ポテンシャル調査を実施し、一定の CO2 削減が期待される場合
 - に、高効率の省 CO2 型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業
 - ③補 助 割 合:・CO2 削減ポテンシャル調査:定額(上限 150 万円)
 - ・設備導入:対象経費の 1/3 を上限に補助
- (2) 漁港の省エネ化推進事業(農林水産省連携事業)【担当:地球環境局地球温暖化対策課】
 - ①補助対象者:漁業協同組合等、民間事業者
 - ②対 象 事 業:製氷施設や衛生管理型荷捌施設等のエネルギー消費が大きな施設を所有、又はその計画がある漁
 - 港施設を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導
 - 入する事業
 - ③補 助 割 合:・漁業協同組合等:対象経費の 1/2 を上限に補助
 - ・民間事業者:対象経費の 1/3 を上限に補助
- 3. 地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
- (1) 低炭素型の融雪設備導入支援事業【担当:地球環境局地球温暖化対策課】
 - ①補助対象者:民間事業者等、地方公共団体
 - ②対 象 事 業:主に中小企業や地方公共団体等に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業
 - ③補 助 割 合:・民間事業者等:対象経費の 1/2 を上限に補助
 - ・地方公共団体(都道府県及び政令市):対象経費の 1/2 を上限に補助
 - ・地方公共団体(政令市未満):対象経費の2/3を上限に補助



(2) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

【担当:地球環境局地球温暖化対策課、市場メカニズム室】

(ア) 事業化 FS 調査モデル事業

①補助対象者:民間事業者等、地方公共団体

②対 象 事 業:地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配

給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事

業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業

③補 助 割 合:・民間事業者等:対象経費の 1/2 を上限に補助

・地方公共団体:対象経費を定額補助(上限 2,000 万円)

(イ) 設備等導入モデル事業

①補助対象者:民間事業者等、地方公共団体

②対 象 事 業:(ア)の取組に必要な設備等を導入する事業

③補 助 割 合:・民間事業者等:対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助

・地方公共団体(都道府県及び政令市):対象経費の 1/2 を上限に補助

・地方公共団体(政令市未満):対象経費の2/3を上限に補助

(ウ) 温泉街における未利用熱活用モデル事業

①補助対象者:民間事業者等、地方公共団体

②対 象 事 業:温泉街において、ボイラーの集中配湯化、廃湯の熱エネルギーのカスケード利用による配湯の再

利用等による地域の未利用熱等を活用したモデル的な CO2 削減対策に必要な設備等の導入経費

を支援する事業

③補助割合:・民間事業者等:対象経費の1/2又は1/3を上限に補助

・地方公共団体(都道府県及び政令市):対象経費の 1/2 を上限に補助

・地方公共団体(政令市未満):対象経費の2/3を上限に補助



温泉街の未利用熱活用として各施設毎のボイラーによる加温から、熱回収型ヒートポンプを活用した集中 給湯に変更した場合、地域全体CO₂排出量の4%削減できる。(その他全ての対策を行うと21%削減)